

三宅村職員（薬剤師）募集のお知らせ

三宅村総務課

三宅村では、三宅村職員（薬剤師）採用試験を次のとおり実施します。

1 職種・採用予定人員・職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
薬剤師	1名	三宅村国民健康保険直営中央診療所において、調剤業務、服薬指導、薬歴管理等に従事します

2 受験資格

以下の条件を全て満たす人。

- ① 定年年齢未満で、薬剤師の資格を所持している人、若しくは採用予定日までに薬剤師の資格を取得見込の人
- ② 活字印刷文による出題に対応できる人
- ③ 日本国籍を有する人
- ④ 現在、三宅村職員ではなく、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

【地方公務員法第16条の欠格条項】

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行をうけることがなくなるまでの者
 - ・ 三宅村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 採用までに普通自動車免許証取得可能な人

3 試験方法

一次試験	・書類選考	・提出された書類を審査する
二次試験	・作文試験 ・口述試験	・文章による表現力、内容構成等の能力について、作文による筆記試験を行う ・面接により主として人物についての試験を行う

4 申込方法

(1) 必要書類

- ① 職員採用試験申込書兼受験票、② 履歴書、③ エントリーシート、④ 資格免許証の写し 各1部

※ 資格免許証の写し以外の必要書類は、村ホームページから印刷、若しくは、各出張所及び総務課人事係で配布します。必ず所定の様式を使用してください。

(2) 申込方法

事前に電話連絡の上、必要書類を下記担当まで持参、または、郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「受験申込」と記載し、簡易書留郵便で送ってください。なお、普通郵便での事故については一切責任を負いません。

(3) 申込先

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地
三宅村役場 総務課 人事係
電話 04994-5-0981

5 募集期間

採用者が決定するまで

6 採用試験

一次試験：申込書類到着後、一週間以内を目安に書類審査を行います。

(合否は全て受験者に通知し、一次試験合格者と二次試験の日程調整を行います。)

二次試験：三宅村にて、作文試験と口述試験を行います。

7 採用日

随時（各月の1日）

8 給与

(1) 給与

三宅村職員の給与に関する条例に基づき決定し支給いたします。初任給は、学歴や卒業後の職歴等がある場合、一定の基準により加算されます。

【初任給（基本給）例】

- 新卒の場合 : 222,700 円
- 臨床経験5年の場合 : 246,600 円

(2) 諸手当

- ① 扶養手当：配偶者 6,500 円 その他扶養親族に応じて支給
- ② 住居手当：限度額 28,000 円 職員住宅入居の場合は、支給なし
- ③ 通勤手当：距離に応じて支給（2km以上 2,000 円～）
- ④ 期末・勤勉手当：年 2 回 合計 4.5 月分（令和 5 年実績）
- ⑤ その他手当：時間外勤務手当等

※ 給料・諸手当は、令和 6 年 3 月現在のものであり、今後、条例改正等により変更が生じることもあります。

※ 年 1 回の定期昇給があります。

9 就労促進資金貸付制度

希望により一定金額を就労促進資金として貸し付け、就労後、貸付金額に応じた一定期間を良好に勤務した場合に、申請に基づき就労促進資金の返還の免除を受けることが可能となる制度です。

貸付金額	返還免除可能となる勤務期間
300,000 円	12 月間
600,000 円	24 月間
1,000,000 円	36 月間

詳しい内容は、村ホームページをご覧ください。

10 社会保険・福利厚生

(1) 社会保険

東京都市町村職員共済組合に加入します。

(2) 福利厚生

東京都市町村職員共済組合や職員の互助組織である三宅村職員互助会において、各種貸付や給付、定期健康診断などの制度があります。

(3) 職員住宅

単身・小世帯・世帯用があります。採用時の職員住宅の空室状況により調整します。

11 勤務条件

(1) 勤務時間

8:30 ~ 17:15 (休憩 12:00~13:00)

(2) 休暇

① 年次有給休暇：採用月により与えられる日数が異なります。

採用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

② 夏季休暇：3 日

③ 妊娠出産休暇：産前 6 週・産後 8 週

④ 育児休業：生児が 3 歳に達する日まで取得できます。

⑤ その他：介護休暇、結婚休暇など

12 その他

ご不明な点などありましたら、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

《問合せ先》

総務課 人事係

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

電話 04994-5-0981